2026年11月26日

各　位

会社名　株式会社アスリナ
代表者名　代表取締役社長　髙橋　龍馬
（コード番号：3647　東証スタンダード市場）
問合せ先　常務取締役管理本部長　山之内　督宗
（電話：03-5781-2522）

第11回新株予約権の買取り及び消却の完了並びに第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第13回新株予約権の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日開催の取締役会において決議した、2025年11月14日に第三者割当によりグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合（以下「グリーンエナジー」といいます。）に対して発行した第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）のうち2026年11月24日時点で残存する全部の買取り及び消却が完了し、また、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）及びグリーンエナジーを割当先とする第三者割当による第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といい、第12回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年11月26日に発行価額の総額（第12回新株予約権：2,970,000円、第13回新株予約権：1,170,000円、合計4,140,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第11回新株予約権の買取り及び消却並びに本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年11月10日公表の「第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第13回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約及び無担保社債ファシリティ契約の締結、第1回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに第11回新株予約権の買取り及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

＜第11回新株予約権の買取り及び消却の概要＞

(1)	名称	株式会社アスリナ（旧商号：株式会社ジー・スリーホールディングス）第11回新株予約権（2025年11月14日発行）
(2)	発行新株予約権の総数（潜在株式数）	40,000個（4,000,000株）
(3)	行使済の新株予約権の数（潜在株式数）	10,070個（1,007,000株）
(4)	買取り及び消却した新株予約権の数	29,930個（2,993,000株）
(5)	買取価額	4,968,380円（1個当たり166円）
(6)	買取日及び消却日	買取日：2026年11月24日 消却日：2026年11月25日
(7)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

＜第12回新株予約権発行の概要＞

(1)	割当日	2026年11月26日

(2)	新株予約権の総数	270,000 個
(3)	発行価額	総額 2,970,000 円（第 12 回新株予約権 1 個当たり 11 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	27,000,000 株（第 12 回新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 49 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 27,000,000 株です。
(5)	調達資金の額	2,621,970,000 円（差引手取概算額：2,614,570,000 円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,970,000 円 新株予約権行使による調達額：2,619,000,000 円
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 97 円（条件決定日（2026 年 11 月 10 日の直前取引日をいいます。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額）とします。なお、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。 (1) 第 12 回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の２取引日後（当日を含みます。）の日以降、１取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2026 年 11 月 10 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「発行決議日終値」といいます。）の 100%に相当する金額に修正されます。２回目以降の修正では、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ３連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正の結果、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。また、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。さらに、いずれかの価格算定期間内の取引日において、株式分割等、第 12 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①2028 年８月 14 日から８月 16 日（以下「行使不能日」といいます。）及び②当該行使不能日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該行使不能日の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、１取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、第 12 回新株予約権の行使が取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第１項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値（第 12 回新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。以下同じです。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 第 12 回新株予約権の下限行使価額は、当初 49 円（条件決定日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切上げ））とします。下限行使価額は

		第12回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7)	募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全ての第12回新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8)	行使期間	2026年11月27日から2028年11月27日まで

（注）第12回新株予約権に係る差引手取概算額は、第12回新株予約権の払込金額の総額に、当初行使価額に基づき全ての第12回新株予約権が行使されたと仮定して算出した第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第12回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（7,400,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第12回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第12回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

＜第13回新株予約権発行の概要＞

(1)	割当日	2026年11月26日
(2)	新株予約権の総数	130,000個
(3)	発行価額	総額1,170,000円（第13回新株予約権1個当たり9円）
(4)	当該発行による潜在株式数	13,000,000株（第13回新株予約権1個につき100株）
(5)	調達資金の額	1,262,170,000円（差引手取概算額：1,258,570,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,170,000円 新株予約権行使による調達額：1,261,000,000円
(6)	行使価額	97円（条件決定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額） 第13回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(7)	募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全ての第13回新株予約権をグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8)	行使期間	2026年11月27日から2028年11月27日まで

（注）第13回新株予約権に係る差引手取概算額は、第13回新株予約権の払込金額の総額に、全ての第13回新株予約権が行使価額で行使されたと仮定して算出した第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第13回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（3,600,000円）を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第13回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

以　上